**２０１８年第３回定例会　一般質問**

**日本共産党港区議員団　大滝実**

**１　消費税１０％への増税中止についてです。**

 安倍政権は２０１２年１２月に政権に復帰した後、２０１４年４月に消費税率を５％から８％に引き上げ、経済の底が抜けたといわれたほど、景気を悪化させました。

２０１４年度の国内総生産（ＧＤＰ）はマイナスになりました。個人消費はその後も回復が遅れ、家計の消費支出は増税後ほとんどの月で前年同月比マイナスが続いており区民や区内業者からも「暮らしや営業への負担が重くなっている」との声が多くなっています。

総務省「家計調査」から２人以上の世帯における家計の実質消費支出をみると、２０１２年１２月には年換算で３６０万円でした。ところが２０１８年６月は３４１万７０００円と年間１８万３０００円も落ち込みました。

 私たち区議団が行った「港区民アンケート」で、消費税への引き上げが予定されているが、「どう考えるか」との問いに「反対」が５７％、「どちらかというと反対」が１４％です。「賛成」７％、「どちらかというと賛成」が１０％です。「反対」「どちらかといえば反対」を合わせると７１％、圧倒的な「反対」の声なのです。

 区民の暮らしと営業を破壊するだけでなく、日本経済を破壊することにもつながります。

消費税に頼らない財政運営は可能です。

国に対し、消費税１０％への引き上げは中止するよう要請すべきです。

答弁を求めます。

**【答　弁】**

国は、本年６月、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」を閣議決定し、来年１０月に予定している消費税増税に当たり、教育負担の軽減や低所得者への配慮など、国民生活の対策を講じることとしております。

区といたしましては、消費税増税の実施を中止するよう、国に申し入れることは考えておりませんが、区民生活に与える影響等の情報収集に努めるとともに、区民サービスの低下を招かないよう、計画的な行財政運営に努めてまいります。

 **２ 大型再開発事業の抜本的見直しについてです**

 区内では古い町並みが消え超高層の巨大な業務ビルやマンションが次々と建設されており、今後さらに加速されようとしています。１５の国家戦略特区域での開発の合計延べ床面積は、都庁第一庁舎の２５棟分にもなります。さらに市街地再開発事業によって区内でも少なくなった下町の風情のある白金、三田地域も巨大マンション群に変えられてしまいます。リニア中央新幹線の開業や環状４号線の延伸にともない高輪、白金台の緑の多い地域にも再開発の計画が進められています。

 古くから住んでいた人が追いたてられたり、開発に巻き込まれ、とまどう人、周辺でさまざまな被害を受ける人など、住み続けることができないのではとの不安が高まっています。また街を支えてきた町会や商店が減りコミュニティも失われます。

 一方で超高層ビルの乱立によってヒートアイランド化やビル風などの被害。膨大な二酸化炭素の排出による地球温暖化で気候変動への影響をおよぼすこと。 歴史的遺産の破壊、景観や眺望も失われます。また超高層マンション建設で人口急増により保育園、学校、交通などインフラ整備が追いつかず混乱しています。

私たちの行った「区民アンケート」では「これ以上高層ビルはいらない」が４５％、「再開発をコントロールすべき」が３３％、約８割が再開発の見直しを求めています。

 区長は昨年２月に「区の人口は５４年ぶりに２５万人を回復しました。今後も全ての世代で人口が増加し９年後には３０万人に達する」と手放しで喜ぶなど、大規模開発を進めてきていますが、区民の多くが 見直しを求めています。大型再開発事業の見直しをすべきです。

 答弁を求めます。

**【答　弁】**

 市街地再開発事業は、多くの地権者の方々が参加し、協働して地域の安全性と防災性の向上など市街地環境の改善を図るために、土地の合理的かつ健全な高度利用により、道路・公園などの都市基盤を整備し、広場・緑地などのオープンスペースを確保する公共性の高い都市計画事業です。

区は、今後とも、地域の安全・安心を確保するために、開発に当たっては、防災備蓄倉庫や帰宅困難者受入れ施設を整備するとともに、保育園の整備や駅及び駅周辺のバリアフリー化を図るなど、事後評価制度も活用しながら良質な都市空間や居住環境の維持・創造に資する区民のまちづくりを支援してまいります。

 **３ 羽田空港への新飛行経路案についてです。**

 この問題は議会ごとに質問しています。区民からの不安や撤回、見直しを求める声が広がっており、請願も三度区議会に提出されています。

 ５月２４日に熊本空港を離陸した日本航空の旅客機がエンジンの不具合のため同空港に引き返した事故では、エンジンが損傷し多くの部品が落下しました。病院の窓ガラス損傷や、フロントガラスにひび等の車両損傷など１１件の被害が発生しています。回収された金属片は１３６個です。港区上空で発生したらどれほどの被害になるか、想像するだけでも恐ろしくなります。その後も８月１６日には、成田空港に着陸したアメリカン航空機から縦横１メートル、重さ約２キロのパネルが飛行中に無くなっており落下した可能性があります。

 ６月４日の参議院決算委員会で、日本共産党の吉良よし子議員が、全国の主要７空港で昨年１１月から今年５月の外国航空会社も含む全航空会社が報告した部品欠落件数を質問したところ、国交省は２１９件と答弁しています。１日に３件も発生していることになります。これには氷の落下は含まれません。

 国交省は３月に「落下物対策総合パッケージ」として、落下物防止対策基準の策定、未然防止策の徹底、補償等の充実などを示しましたが、落下物をゼロにすることはできないことを認めています。

 万が一の墜落の不安もあります。国内では３３年前の日航ジャンボ機墜落事故以来ありませんが、世界では昨年１月から８月の間だけでも着陸に失敗や離陸直後の墜落など７件の墜落事故が発生し乗客３２２人が亡くなっています。都心の人口密集地域での事故となれば想像を絶する大惨事となります。

 ７月１５日に、「みなとの空を守る会」が主催した、青山地域での「羽田低空飛行計画撤回パレード」は、警備の警察官から水分補給を呼びかけられるほどの猛暑の中でしたが、地元の住民を始め多くの参加者が撤回をアピールしました。

 第２回定例会には、１４の町会長・商店会長から計画見直しを求める請願が提出されました。私たちは強く採択を主張しました。ところが他の会派（自民・公明・政策会議・都ファ）は「多くの区民が本計画に意見・疑念・不安を抱いており反対の声が募っている」「請願者の訴えは大変理解できる」などと主張しながらも、事実上棚上げとなる継続審査にしてしまいました。傍聴者からも怒りの声と、どよめきがおきました。私たちは、区民のみなさんと力を合わせ計画撤回まで奮闘します

　区民の不安は解消されてなく、「中止すべき」が多数です。計画案を区民に知らせると同時に、区民の不安解消に向けた対応を国交省に要請していくことが求められています。議会ごとに質問していますが特に今回は

 ①第２回定例会で教室型説明会を区内全地域で開催すること。参加者の質問に正面から答えること。関係町会への説明会の開催を求めましたが、答弁の中で「地域からの要望等を踏まえ」として要望のある地域に限定しかねないものでした。区として全地域、関係町会での説明会計画をたて国交省に要請すること。

 ②４月の区議会としての学習会の中で、国交省は現時点で住民の理解が得られていないことを認めていますし、中止すべきは多数の声です。繰り返し区民等の合意を得ないまま計画案を強行しないよう申し入れること。

 ③広報みなとでの新飛行経路案についての広報は、国交省からのおしらせに限らず、計画内容、区民等への影響など独自の調査も行い、わかりやすく繰り返し広報すること。

 ④計画実施予定まで２年を切っており重要な時期です。区長として撤回の意志を明らかにすべきです。

 答弁を求めます

**【答　弁】**

**(1) 区内全域での教室型説明会の開催を国に要請することについて**

羽田空港の新飛行経路案につきましては、区が国に対し、教室型説明会の開催を強く求めてきた結果、これまで高輪、赤坂・青山、港南、麻布地区の４カ所において区民等を対象とした教室型説明会が実現いたしました。

今後も、ご要望いただいた地域に限定することなく、既に実施した地域で再度開催することや、未実施の芝地区で開催することなどについて、国へ強く要請してまいります。

**(2) 区民等の合意を得ないまま計画案を強行しないよう国に申し入れることについて**

区はこれまでも、羽田空港の新飛行経路案については、区民等へのきめ細かな情報提供を行い、十分に納得を得たうえで検討を進めるよう、国に強く申し入れてまいりました。

今後も引き続き、区民等のご意見を十分踏まえながら、申し入れをしてまいります。

**(3) 広報みなとによる新飛行経路案等の周知について**

区は、これまでも、新飛行経路案など羽田空港の機能強化に関する取組や計画内容について、随時、広報みなとやホームページ等を通じ、迅速に周知してまいりました。

また、安全対策や騒音対策の他、様々な調査等の実施を国に対し要請してまいりました｡

区民等への影響調査などについては、国の航空政策として進めていくものであり、国の責任において、国が主体的に行うことであると考えております。

区は、今後も国との情報共有を密に行い、羽田空港の機能強化に係わる情報等をわかりやすく、丁寧に周知してまいります。

**(4) 新飛行経路案の撤回の意思を明らかにすることについて**

新飛行経路案については、国の責任において区民等に丁寧な説明を行い、十分な理解を得て、検討を進めるべきものと考えております。

区は、新飛行経路案の撤回を国に求めることは考えておりませんが、今後とも区民の安全と生活環境を守る立場から、区民へのきめ細かな情報提供を行うことなど、引き続き国へ要請してまいります。

**４　災害対策の充実についてです。**

　熊本地震、大阪北部地震、西日本豪雨、あいつぐ台風、そして北海道での震度７の地震など日本列島各地で甚大な被害が発生しています。

　ニュースを通じて目に飛び込んでくるのは、体育館にブルーシートを敷き、雑魚寝をしている姿です。

　毎年のように繰り返しおきる災害ですが、避難所の実態は一部には改善がみられるものの旧態依然です。

　欧米では人道的な避難所運営の最低基準が確立しています。１人当たりの面積の確保、テント村をつくってプライバシーを確保すること、持ち込みでなくその場でつくる食事などです。避難所には冷凍庫、冷蔵庫が設置されているのが当たり前で、食中毒防止の点でも重要です。

（１）　国に対して、次のような責任ある対応を要求すること。

1. 災害関連法を見直し、市町村中心の支援から、国が責任を持つ支援にすること。
2. 避難所設置は「スフィア基準」とすること。
3. イタリアのような、専門性を持った職能支援者の組織化と国が統括の責任を持つ体制をつくること。
4. 自治体任せにせず、災害対策、被災者支援の責任を持つ恒久的な防災省を設置すること。

（２）港区として避難所開設にあたっての留意することについては、

1. 業界との協定を締結し、段ボールベッド、間仕切りができるようにすること。
2. テントの活用も検討すること。
3. 障害者と高齢者は特別な配慮すること。
4. 女性トイレは男性用の３倍用意すること、安全・安心の確保を図ること。
5. 授乳室や着替え室を設置すること。
6. 女性には洗濯袋（干すこともできる）を支給すること。
7. 洗濯物の干し場を工夫すること。
8. 寝食分離を図ること。
9. ペットと一緒に避難できる場所を確保すること。

それぞれ答弁を求めます。

**【答　弁】**

**（１）国に対して責任ある対応を要求することについて**

１点目の災害関連法の見直しにつきましては、現在は災害対策基本法や災害救助法等に基づき、国はもとより、都道府県や区市町村それぞれの役割分担のもと、責任を持って災害対策に取り組んでおるところです。

２点目の避難所設置を「スフィア基準」とすることにつきましては、内閣府が作成している「避難所運営ガイドライン」において、　　避難所の面積基準や一人あたりのトイレの数などについてのスフィア基準が参考として　示されています。

区は避難所の環境改善に向けての参考としてまいります。

３点目の職能支援者の組織化と国が統括の責任を持つ体制をつくることにつきましては、区は、他自治体や民間事業者との災害時協定の締結を進めるとともに、他自治体からの受援体制を整備する中で、専門性の高い人材についても確保に努めているところです。

　４点目の防災省を設置することにつきましては、現在も区は国の関係省庁や東京都などの機関と連携をとって防災対策に取り組んでおるところです。

　区は本年８月、特別区長会を通じ、国に対して帰宅困難者への対応をはじめとした防災対策の強化を要望しておりますが、いずれにいたしましても、今後も必要に応じて国に要望することを検討してまいります。

**(2) 避難所開設にあたっての留意事項について**

　１点目の段ボールベッドにつきましては、今後、協定締結に基づく調達を検討してまいります。また、間仕切りパネルについては、全ての区民避難所向けに確保しております。

　２点目のテントの活用につきましては、今後、避難所の生活環境の改善を進めていく中で、調査研究してまいります。

３点目の障害者や高齢者への配慮についてですが、備蓄食料の選定や車イスが入れるマンホールトイレの整備、避難所生活が困難な方のための福祉避難所の設置など、個々の状況に応じた配慮を行っているところです。

　４点目の女性トイレにつきましては、トイレの備蓄を進めていく中で、女性用トイレについて十分な数量を確保し、安全にも配慮してまいります。

　５点目の女性の授乳室・更衣室につきましては、専用のテントを全ての区民避難所向けに確保しております。

　６点目、７点目の洗濯につきましては、避難所の開設期間の長期化が想定される場合は適切に対応してまいります。

　８点目の寝食分離につきましては、避難所運営の中で工夫してまいります。

　最後に、９点目のペットの同行避難につきましては、昨年度「避難所におけるペット対策マニュアル」を策定し、各避難所の状況に即した対応方法について、地域防災協議会を中心に検討を進めております。

　引き続き、円滑な避難所運営に向けた取組を推進してまいります。

**５　大平台みなと荘の利用料金の引き下げについてです。**

　大平台みなと荘は、昨年４月の料金引き上げ以降、利用が減少し、平日であればいつでも宿泊できる状況です。

　値上げをする前年の利用率は５４．４％、部屋の利用率は９６．３％でしたが、値上げ後の２０１７年度（平成２９年度）の利用率は４８．１％、部屋の利用率は８７．３％に減少しています。今年度に入っても減少が続いています。

　高齢者のみなさんから、「高すぎて気軽に行けなくなった」「昼食を食べて、１万円以内でないと」「年金が下がっているのに、値上げはおかしい」等々、切実な声が寄せられています。

　６月から暖香園に代わって借り上げ保養施設となった「熱川プリンスホテル」は、金曜・土曜・日曜日が１泊…８，１００円、月曜日から木曜日が１泊…７，０２０円です。

大平台は（４人～５人泊で）９，５００円、（２人～３人泊で）１０，０００円、（１人泊で）１０，５００円と、熱川プリンスホテルよりもかなり高額です。

区が熱川プリンスホテルを借り上げる料金は、月曜日～木曜日が１９，０００円、金曜日、日曜日が１７，５００円、土曜日が２６，５００円です。区が負担している額を考えたら、大平台「みなと荘」の料金を引き下げることに何の問題もありません。

早急に、引き下げること。

また、減額利用ができる方の宿泊を年２泊から３泊に増やすこと。

それぞれ答弁を求めます。

**【答　弁】**

**（１）利用料金の引下げについて**

区は、利用料金について、受益者負担の原則に基づき、人件費や料理の食材購入費を含む施設の維持管理・運営等に係る経費を基に算出しており、適正な金額であると考えております。

現在、利用者減少への対応策として、指定管理者とともに、町会・自治会、商店会及び老人クラブへ個別に案内をするとともに、指定管理者が、ポイントカードを導入するなど、独自のサービスを提供しております。

利用料金の引下げは考えておりませんが、今後も利用促進に向けた取組を実施してまいります。

**（２）減額利用日数の拡大について**

大平台みなと荘は、１回につき２泊まで連泊が可能です。区民の皆さんに、年に一度は安価でリフレッシュしていただけるよう、年度内に２泊まで減額利用ができる機会を提供しています。

現段階では、減額利用日数を拡大することは考えておりませんが、今後も高齢者をはじめ、あらゆる世代に幅広く、より多くの区民に喜んで利用していただける施設運営に努めてまいります。

**６　UR（都市再生機構）の賃貸住宅家賃の減免制度についてです。**

都市再生機構法　第２５条４項は「居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難である場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。」と規定していますが、新たな入居者の制度はあるものの、入居中の人に対しては家賃値上げや団地再編時の措置を除き、減免制度は認めていません。

　港区内のUR住宅家賃は高額です。そのうえ２年毎に家賃の値上げが行われ、年金暮らしの方々から「払いきれない」「年金が減らされているのになぜ家賃が上がるのか」「減免すべき」等々、怒りの声があがっています。

　都営住宅や区営住宅では、収入に応じた減免制度があります。

UR（都市再生機構）に対し、法律で決められているように減免を行うよう要請すること。

　また国土交通省に、URに対し法律通り減免制度を実施するよう、指導するように要請すること。

　それぞれ答弁を求めます。

**【答　弁】**

**（１）都市再生機構に対して家賃減免を行うよう要請することについて**

ＵＲ賃貸住宅は、都市再生機構法に基づき、低所得の高齢者世帯に対しては、家賃改定の際に、既に家賃を据え置くなどの減免措置を講じて居住の安定確保を図っていると伺っております。

区といたしましては、都市再生機構に対して、さらなる家賃減免を行うよう要請することは考えておりません。

**（２）都市再生機構に指導するよう国土交通省に要請することについて**

ＵＲ賃貸住宅においては、既に家賃減免措置を行っていると認識していることから、国に対して要請することは考えておりません。

**７　住宅宿泊事業（民泊）についてです。**

　６月１日から民泊が解禁となりました。港区では、すでに営業を始めた件数は、家主居住型が１９件、家主不在型が１３８件です。（９月１日現在）

　区にはゴミの出し方等で苦情が来ています。これから民泊が増えれば、さらに苦情が増えることが予想されます。

　当面の改善策について、民泊の営業に当たっては、事業者に近隣への説明会を義務づけること。２４時間対応できる苦情窓口を設置すること。管理者の常駐を基本とし、常駐できない場合は、１０分以内に駆けつけられる体制をとること。

　それぞれ答弁を求めます。

**【答　弁】**

**（１）事業者に説明会を義務づけることについて**

区は、事業者が確実に届出を行うことにより、住宅宿泊事業法や条例に基づく適正な事業の運営を確保することが重要であると考えております。

そのため、説明会を義務づけることについては予定しておりませんが、区条例において、トラブルを防止するために、事業者の連絡先を記載した書面の個別配布による近隣住民への事前周知を義務付け、区民の事業への理解を得ることとしております。

**（２）２４時間対応の苦情窓口の設置について**

住宅宿泊事業法では、事業者の責務として、周辺地域の住民からの苦情等に対し、深夜、早朝を問わず適切かつ迅速に対応しなければならないことが規定されております。

区は、２４時間いつでもご意見をお寄せいただける広聴メールなどとともに、２４時間体制ではありませんが、区民からの苦情相談に丁寧に対応できるよう専用窓口を設置し、区に寄せられた苦情等に適切にかつ迅速に対応できる体制を整備しております。

**（３）管理者の常駐等について**

区の条例では、区民の安全・安心な生活環境の確保のため、家主不在型の事業者に対し、苦情等の内容に応じ現地に赴いて対応するよう定めております。また、国のガイドラインでは、事業者は必要に応じ、３０分以内に現地に赴き対応することを求めています。

区は、事業者に対し、条例やガイドラインの遵守について、講習会等で注意喚起を行っておりますが、事業者が適切な対応を行わなかった場合には、法令に基づき厳正に指導してまいります。

住宅民泊事業法が施行されまして、区内の状況も明らかになっております。

今後とも、区として適切に対処してまいります。

**８　教員の長時間労働の改善についてです。**

 港区教育委員会では教員の勤務実態を把握するため、今年度は、すべての幼稚園および小・中学校で勤務する全教員を対象に、タイムレコーダー による実態調査が行われています。４～６月の集計では、１日当たりの平均在校時間は、小学校で１１時間３０分、中学校で１０時間５４分となり、昨年度に行った小学校５校（１１時間）、中学校２校（１０時間３０分）での調査より勤務時間が長いという実態が明らかになりました。また１週間当たりの学内総勤務時間数の分布を東京都の調査と比べると、港区の小学校では５５～６０時間が３０,１％と最も多いのに対し、東京都では５時間少ない５０～５５時間が２５,２％で最も多く、東京都全体の平均より長時間勤務となっています。時間外勤務も過労死危険水域といわれる月８０時間を超える教員は、５月の調査では、小学校で１９,１％、内１００時間を超えるのが３,３％。中学校では８０時間以上が６,１％で、うち１００時間を超えるのが１,１％となっています。

　区としても今年度は「教職員が子どもと向き合う時間を創出するために」とする改革に取り組んでいますが、深刻さは変わらず悪化しています。長時間勤務の是正のため

　①区として、全国学力テストに参加しないなど業務量を減らすこと

　②国に対し、長時間勤務の抜本対策となるよう必要な教員を増員する。３０人学級など少人数学級の実施。教員の定数を増やすよう求めること。

 答弁を求めます

**【答　弁】（教育長）**

**（１）「全国学力・学習状況調査」に参加しないなど業務量を減らすことについて**

「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、小中学校での各教員の授業改善に生かすことを目的としております。

これまでも本調査の結果から児童・生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への教育指導を充実させるために役立てております。

本調査は、実施当日のみ教員が関わっており、その他の業務は国で行っていることから、必ずしも参加しないことで長時間労働の抜本的な改善につながるとは考えておりません。

教育委員会としては、現在実施している取組を着実に行うとともに、策定中の「港区教職員の働き方改革実施計画」の様々な対策により、長時間労働の改善に積極的に取り組んでまいります。

**（２）教員の増員などを国に求めることについて**

平成３０年５月１８日に行われた第７０回全国都市教育長協議会定期総会において、「少人数学級や障がいの多様化、教員の長時間勤務の改善に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期する」ことが決議されました。

このことを受け、全国都市教育長協議会は、国の平成３１年度予算編成に向け、「教職員定数の改善と学級編制基準の緩和」として、「法整備による少人数学級の早期実現」、「加配教職員定数の拡充の早期実現」など６項目にわたり、今年８月、文部科学省や財務省を始め、衆議院、参議院に対し、陳情を行っております。

**《再質問１》**

**羽田空港への新飛行経路案について**

**《質問要旨》**

新飛行経路案の計画実施予定は、２０２０年となっており、来年中に整備が終わる予定となる。国土交通省は、現在オープンハウスでの説明会を実施しているが、これで納得を得られたとして計画を進めていくのではないかと区民の不安もますます高まっている。平成３０年第１回定例会で提出された７町会と「みなとの空を守る会」の請願についても、新たに３町会長が加わり、さらに広がっている状況である。

区民の安全第一で撤回を明らかにしていくことが求められているので、再答弁をお願いしたい。

**《区長答弁要旨》**

　羽田空港の機能強化については、国の航空政策として、国の責任において、区民等からの十分な理解と協力を得て進めるべきものと考えている。

その観点から、国に対しても区民等へきめ細かな情報提供を行い、十分に納得を得た上で検討を進めるよう申し入れている。今後も区民の求めに応じて、丁寧な説明を尽くすよう求めていく。